

インターネット約款の変更について

変更後	変更前
<p>第3条（用語の定義）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言追加 <p>ブロードバンドユニバーサルサービス料</p> <p>一般社団法人電気通信事業者協会が、法に定める第二号基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号）に基づき算出する額に従い当社が定める料金</p>	<p>第3条（用語の定義）</p> <p>（なし）</p>
<p>第16条（当社が行う本サービス提供の制限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項の入替 <p>6. 通信が他者によって不正に使用されている等のセキュリティ上の問題があると判断した時、通信の全部または一部の利用を制限または中止する措置をとることがあります。</p> <p>7. 当社が本条の規定により、本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負いません。</p>	<p>第16条（当社が行う本サービス提供の制限）</p> <p>6. 当社が本条の規定により、本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負いません。</p> <p>7. 通信が他者によって不正に使用されている等のセキュリティ上の問題があると判断した時、通信の全部または一部の利用を制限または中止する措置をとることがあります。</p>
<p>第22条（IDおよびパスワードの管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言修正および削除 <p>当社は、契約の成立に伴い当該加入者に対しIDを付与します。当該加入者は、本項第2号および第3号に定めるパスワードを自ら任意で設定、変更するものとします。IDおよびパスワードの種類は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4項の文言追加 <p>4. 加入者が第19条（加入者が行う加入契約の解約）の規定により加入契約を解約する場合、もしくは第20条（当社が行う加入契約の解除）の規定により、加入契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該加入者はIDとパスワードを利用する権利を失います。ただし、第1項第2号に定めるIDおよびパスワードについては、当社の定める一定期間に限り利用を認めるものとします。</p>	<p>第22条（IDおよびパスワードの管理）</p> <p>当社は、契約の成立に伴い当該加入者にIDを付与します。加入者は、本項第2号および第3号に定めるパスワードを自ら任意で設定、変更するものとします。ID、パスワードの種類は次のとおりになります。</p> <p>4. 加入者が第19条（加入者が行う加入契約の解約）の規定により加入契約を解約する場合、もしくは第20条（当社が行う加入契約の解除）の規定により、加入契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該加入者はIDとパスワードを利用する権利を失います。</p>
<p>第23条（料金等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言追加、第2項削除および項の繰り上げ <p>料金等は、別に定める料金表のとおりとします。加入者は料金表に従って、利用料金、ブロードバンドユニバーサルサービス料、工事費用、手数料などを当社に支払うものとします。なお、加入者は、当社が料金等の収納業務を収納代行会社に委託する場合があることを承諾するものとします。</p> <p>2. 加入者は料金表記載の金額に消費税等相当額を加算した額を支払います。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。</p>	<p>第23条（料金等）</p> <p>料金等は、別に定める料金表のとおりとします。加入者は料金表に従って、利用料金、工事費用、手数料等を当社に支払うものとします。</p> <p>2. 加入者は料金表記載の金額に消費税等相当額を加算した額を支払います。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。</p>

変更後	変更前
<p>2. 当社は、料金表を改定することがあります。この場合、当社は事前にホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。</p> <p>3. 前項の場合、改定日より改定後の料金等を適用しますが、利用料金については改定日が月初日以外の場合は改定日の属する月の翌月分から改定後の利用料金を適用します。</p>	<p>3. 当社は、料金表を改定することがあります。この場合、当社は事前にホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。</p> <p>4. 前項の場合、改定日より改定後の料金等を適用しますが、利用料金については改定日が月初日以外の場合は改定日の属する月の翌月分から改定後の利用料金を適用します。</p>
<p>第 25 条（料金等の利用明細等）</p> <p>・ 文言修正および削除</p> <p>当社は、加入者に対して請求書および領収書の発行は行わないものとします。</p> <p>2. 加入者は、領収書および利用明細等をマイページで確認することができます。</p> <p>3. 加入者は、ご利用料金お知らせハガキ等の書面発行を希望する場合は、別に定める料金表に記載の発行手数料を支払います。</p>	<p>第 25 条（料金等の利用明細等）</p> <p>当社は、加入者に対して請求書および領収書の発行は行わないものとします。</p> <p>2. 加入者は、利用明細等をマイページで確認することができます。</p> <p>3. 加入者は、ご利用料金お知らせハガキの発行を希望する場合は、別に定める料金表に記載の発行手数料を支払います。</p>
<p>第 26 条（料金等の請求時期および支払期限等）</p> <p>・ 文言削除および項追加</p> <p>当社は、加入契約成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。</p> <p>2. 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により支払います。</p> <p>3. 加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができます。</p> <p>4. 当社は、第2項の規定による支払いが確認できない場合、当該加入者に対し、請求書を発行して当該料金等を請求します。この場合、当社は別に定める料金表に記載の請求書等発行手数料を別途請求します。</p>	<p>第 26 条（料金等の請求時期および支払期限等）</p> <p>当社は、加入契約成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。</p> <p>2. 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により支払います。</p> <p>3. 加入者は、第 1 項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができます。</p>
<p>第 27 条（加入契約終了に伴う利用料金等の精算方法）</p> <p>・ 文言修正</p> <p>第 19 条（加入者が行う加入契約の解約）、第 20 条（当社が行う加入契約の解除）および第 57 条（本サービスの廃止）の規定により、月の途中で加入契約が解約または解除されたときは、利用料金等は利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算は行いません。</p>	<p>第 27 条（加入契約終了に伴う利用料金等の精算方法）</p> <p>第 19 条（加入者が行う加入契約の解約）および第 20 条（当社が行う加入契約の解除）の規定により、月の途中で加入契約が解約または解除されたときは、利用料金等は利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算は行いません。</p>
<p>・ 条の文言修正および項の文言修正</p> <p>第 28 条（遅延損害金および督促通知）</p> <p>加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率 14.5%の遅延損害金を当社に支払うものとします。</p> <p>2. 当社は加入者が料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について、支払期日を経過しても支払いがない場合、当社または料金回収会社が請求書の発行等により督促通知（料金等その他の債務の支払いを求める行為をいいます。）を行います。なお、請求書による支払いについては、第 26 条（料金等の請求時期および支払期限等）第 4 項の規定に準じます。</p>	<p>第 28 条（遅延損害金および請求書等発行手数料）</p> <p>加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率 14.5%の遅延損害金を当社に支払うものとします。</p> <p>2. 当社は加入者が料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について、支払期日を経過しても支払いがない場合、当社または料金回収会社が督促通知（料金等その他の債務の支払いを求める行為をいいます。）を行う場合には、別に定める料金表に記載の請求書等発行手数料を別途請求いたします。</p>

変更後	変更前
<p>第 31 条 (施設の撤去および費用負担)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文言追加 <p>第 19 条 (加入者が行う加入契約の解約)、第 20 条 (当社が行う加入契約の解除) および第 57 条 (本サービスの廃止) の規定により加入契約が終了したときは、当社は当社施設を撤去するものとし、加入者はかかる撤去に応じるものとします。この場合、当該加入者は別に定める料金表に記載のインターネット解約工事費用を負担します。</p>	<p>第 31 条 (施設の撤去および費用負担)</p> <p>第 19 条 (加入者が行う加入契約の解約) および第 20 条 (当社が行う加入契約の解除) の規定により加入契約が終了したときは、当社は当社施設を撤去するものとし、加入者はかかる撤去に応じるものとします。この場合、当該加入者は別に定める料金表に記載のインターネット解約工事費用を負担します。</p>
<p>第 49 条 (情報の削除等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 号の追加 <p>当社は、加入者による本サービスの利用が第 51 条 (禁止事項) に規定する禁止事項に該当する場合、当該利用に関し、他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の事由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。</p> <p>(1) 第 51 条 (禁止事項) に規定する禁止事項に該当する行為をやめるよう要求すること</p> <p>(2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求すること</p> <p>(3) 加入者に対して、表示した情報の削除を要求すること</p> <p>(4) 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置くこと</p> <p>(5) 第 55 条 (連絡受付体制の整備について) に規定する連絡受付体制の整備が講じられていない場合、連絡受付体制の整備を要求すること</p>	<p>第 49 条 (情報の削除等)</p> <p>当社は、加入者による本サービスの利用が第 51 条 (禁止事項) に規定する禁止事項に該当する場合、当該利用に関し、他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の事由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。</p> <p>(1) 第 51 条 (禁止事項) に規定する禁止事項に該当する行為をやめるよう要求すること</p> <p>(2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求すること</p> <p>(3) 加入者に対して、表示した情報の削除を要求すること</p> <p>(4) 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置くこと</p>
<p>第 56 条 (損害賠償の免責および特約事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文言追加 <p>当社が、第 15 条 (本サービス提供の一時停止の特例)、第 16 条 (当社が行う本サービス提供の制限)、第 17 条 (当社が行う本サービス提供の停止)、第 18 条 (当社が行う本サービス提供の休止) および第 57 条 (本サービスの廃止) の規定により、本サービスの提供を制限、停止、休止、廃止した場合や、利用不能、加入者が本サービスに送信した情報の削除または消失、本サービスの利用による当社サーバ内に保管された当該加入者のデータの消失または機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関して、当該加入者が被った損害につき、当社は一切責任を負いません。</p>	<p>第 56 条 (損害賠償の免責および特約事項)</p> <p>当社が、第 16 条 (当社が行う本サービス提供の制限)、第 17 条 (当社が行う本サービス提供の停止)、第 18 条 (当社が行う本サービス提供の休止) および第 57 条 (本サービスの廃止) の規定により、本サービスの提供を制限、停止、休止、廃止した場合や、利用不能、加入者が本サービスに送信した情報の削除または消失、本サービスの利用による当社サーバ内に保管された当該加入者のデータの消失または機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関して、当該加入者が被った損害につき、当社は一切責任を負いません。</p>
<p>付則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 項削除および項の繰り上げ <p>本約款実施前に、旧約款の規定に基づき、支払いは支払わなければならない電気通信サービスの料金等その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>2. 本約款実施前に、旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、この約款中にこれに相当する規定があるとき</p>	<p>付則</p> <p>本約款実施前に、旧約款の規定に基づき、支払いは支払わなければならない電気通信サービスの料金等その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>2. 本約款実施前に、旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、この約款中にこれに相当する規定があるとき</p>

変更後	変更前																														
<p>は、本約款の規定に基づいて行ったものとみなします。</p> <p>3. 本約款実施の際、現に旧約款の規定により提供している電気通信サービスは、本約款中にこれに相当する規定があるときは、本約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。</p> <p>4. 当社は、特に必要がある場合には、本約款に特約を付することができるものとします。</p> <p>2. 法人向けサービスの契約については、別に定めるものとします。</p> <p>6. 本約款実施前に、旧約款および利用申込等に基づいて締結した「利用契約」は、本約款における「加入契約」と読み替えて適用します。</p> <p>3. 本約款は 2026 年 3 月 1 日より施行します。</p>	<p>は、本約款の規定に基づいて行ったものとみなします。</p> <p>3. 本約款実施の際、現に旧約款の規定により提供している電気通信サービスは、本約款中にこれに相当する規定があるときは、本約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。</p> <p>4. 当社は、特に必要がある場合には、本約款に特約を付することができるものとします。</p> <p>5. 法人向けサービスの契約については、別に定めるものとします。</p> <p>6. 本約款実施前に、旧約款および利用申込等に基づいて締結した「利用契約」は、本約款における「加入契約」と読み替えて適用します。</p> <p>7. 本約款は2026年1月1日より施行します。</p>																														
<p>別表</p> <p>【インターネット接続サービス料金表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(表1)にある注釈欄を(表2)の注釈欄へ移動および文言追加 (表1)第1種インターネット接続サービスのプランの種別 ・別途確認事項にその他の定めがある場合は、その確認事項の定めによります。 ・デジタルテレビ約款に定めるサービスを合わせて契約した場合の料金については別途定めます。 <p>(表2) オプションサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1種インターネット接続サービスは、月額利用料に加え、1契約につき別途ブロードバンドユニバーサルサービス料が必要です。 ・別途確認事項にその他の定めがある場合は、その確認事項の定めによります。 ・デジタルテレビ約款に定めるサービスを合わせて契約した場合の料金については別途定めます。 <p>※1: このサービス種別への新規、変更、追加申し込みはできません。</p> <p>※2: 別途、電話ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料が必要となります。</p> <p>※3: 光電話アダプタ利用料 330 円が別途必要です。</p>	<p>別表</p> <p>【インターネット接続サービス料金表】</p> <ul style="list-style-type: none"> (表1)第1種インターネット接続サービスのプランの種別 ・別途確認事項にその他の定めがある場合は、その確認事項の定めによります。 ・デジタルテレビ約款に定めるサービスを合わせて契約した場合の料金については別途定めます。 <p>(表2) オプションサービス</p> <p>※1: このサービス種別への新規、変更、追加申し込みはできません。</p> <p>※2: 別途、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料が必要となります。</p> <p>※3: 光電話アダプタ利用料330円が別途必要です。</p>																														
<p>(表4) 各種手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言追加 <table border="0"> <tr> <td>インターネット事務手数料</td> <td>3,300 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラン変更手数料</td> <td>3,300 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>メッシュ Wi-Fi 初期費用</td> <td>3,300 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>請求書等発行手数料</td> <td>440 円</td> <td>1 通につき</td> </tr> <tr> <td>お知らせハガキ発行手数料</td> <td>88 円</td> <td>1 通につき</td> </tr> <tr> <td>適格請求書送付料</td> <td>220 円</td> <td>毎月発行 220 円/1 通、年間分発行 1,320 円/1 通</td> </tr> </table>	インターネット事務手数料	3,300 円		プラン変更手数料	3,300 円		メッシュ Wi-Fi 初期費用	3,300 円		請求書等発行手数料	440 円	1 通につき	お知らせハガキ発行手数料	88 円	1 通につき	適格請求書送付料	220 円	毎月発行 220 円/1 通、年間分発行 1,320 円/1 通	<p>(表4) 各種手数料</p> <table border="0"> <tr> <td>インターネット事務手数料</td> <td>3,300 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラン変更手数料</td> <td>3,300 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>請求書等発行手数料</td> <td>440 円</td> <td>1 通につき</td> </tr> <tr> <td>お知らせハガキ発行手数料</td> <td>88 円</td> <td>1 通につき</td> </tr> </table>	インターネット事務手数料	3,300 円		プラン変更手数料	3,300 円		請求書等発行手数料	440 円	1 通につき	お知らせハガキ発行手数料	88 円	1 通につき
インターネット事務手数料	3,300 円																														
プラン変更手数料	3,300 円																														
メッシュ Wi-Fi 初期費用	3,300 円																														
請求書等発行手数料	440 円	1 通につき																													
お知らせハガキ発行手数料	88 円	1 通につき																													
適格請求書送付料	220 円	毎月発行 220 円/1 通、年間分発行 1,320 円/1 通																													
インターネット事務手数料	3,300 円																														
プラン変更手数料	3,300 円																														
請求書等発行手数料	440 円	1 通につき																													
お知らせハガキ発行手数料	88 円	1 通につき																													